

伊万里市マスコットキャラクターの着ぐるみの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊万里市マスコットキャラクター「いまりんモーモちゃん」及び「いまりんモーモくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を市以外の者が使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 着ぐるみの使用の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市が協賛し、又は後援する事業
- (2) 市の特産品の振興に寄与する事業
- (3) 市をPRする事業
- (4) 市内におけるまちづくりの推進又は地域の活性化に寄与する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

(承認の申請)

第3条 着ぐるみを使用しようとする者は、伊万里市マスコットキャラクター着ぐるみ使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 着ぐるみの使用方法が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(審査基準)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、次に掲げる基準によりその内容を審査し、承認の可否を決定するものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがないこと。
- (2) 市の尊厳及び品位を損なわないものであること。
- (3) 市の産業の正しい理解の妨げとならないものであること。

- (4) 使用の目的が営利又は広告活動を目的としていないこと。
- (5) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援するおそれがないこと。
- (6) 着ぐるみを汚損し、又は破損するおそれがないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、着ぐるみの使用の目的、方法等が不相当と認められないこと。

(承認の通知等)

第5条 市長は、第3条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査した結果、相当と認めるときは伊万里市マスコットキャラクター着ぐるみ使用承認通知書（様式第2号）により、不相当と認めるときは伊万里市マスコットキャラクター着ぐるみ使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、着ぐるみの使用の承認に際し、必要に応じ条件を付することができる。

(貸出し等)

第6条 着ぐるみは、前条第1項の規定により承認の通知を受けた者（以下「使用者」という。）が市に来庁して借り受けることを原則とする。

- 2 使用者は、着ぐるみを返却するときは、市に来庁して点検を受けなければならない。

- 3 着ぐるみの貸出期間は、使用者が着ぐるみを借り受けた日から7日以内とする。

(使用料)

第7条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(使用上の順守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この要綱の規定及び承認の条件に違反しないこと。
- (2) 承認を受けた目的及び用途のみに使用すること。
- (3) 貸出期間を厳守すること。
- (4) 承認に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) 雨天時には屋外で使用しないこと。

(6) 着ぐるみの使用後は、汚れを取り、陰干し等により乾燥させるとともに、必要に応じて消臭スプレー等で消臭すること。

(申請内容の変更)

第9条 使用者は、申請の内容を変更しようとするときは、伊万里市マスコットキャラクター着ぐるみ使用変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査した結果、適当と認めるときは伊万里市マスコットキャラクター着ぐるみ使用変更承認通知書（様式第5号）により、不適当と認めるときは伊万里市マスコットキャラクター着ぐるみ使用変更不承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(承認の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し是正のための措置を求め、又はその承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な申請により承認を受けたとき。

(2) この要綱の規定又は承認の条件に違反していると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が取消しの必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、伊万里市マスコットキャラクター着ぐるみ使用承認取消通知書（様式第7号）により使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても市はその責めを負わない。

4 市長は、必要に応じ、着ぐるみの使用状況等について、使用者に報告させ、又は調査することができる。

(現状復帰)

第11条 使用者は、着ぐるみを汚損し、又は破損した場合は、使用者の責任及び

負担により、補修、クリーニング等を行い、現状に復さなければならない。

(損害の負担等)

第12条 市は、着ぐるみの使用により使用者が被った損害、使用者が第三者に与えた損害その他着ぐるみの使用中に生じた事故等による損害について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、着ぐるみの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの使用に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 (平成25年告示第32号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成25年告示第88号)

この要綱は、平成25年10月27日から施行する。